

大慈寺地区まちづくり計画（案）について

平成 23 年 9 月 26 日
都 市 整 備 部

1 計画策定の趣旨

大慈寺地区（鉦屋町，大慈寺町，神子田町，南大通二・三丁目）は旧街道筋のまちなみなど歴史的資源が多く残されており，本市の城下町としての歴史を伝える，市民にとって重要な地区である。これら歴史的なまちなみを保存・活用することにより，地域の活性化を図り，本市の魅力の向上を目指すため，まちづくり計画を策定する。

2 まちづくり計画（案）の概要

詳細については，別添計画（案）のとおりである。

3 これまでの経緯

本計画の策定については，商工観光部，建設部，都市整備部，教育委員会における関係課によりプロジェクトチームを組織し検討を行うとともに，次のとおり，地区住民との合意形成を図りながら計画の策定を取り進めてきた。

日 程	説明会等
平成 21 年 8 月 ～12 月	大慈寺地区の各町内会を対象に大慈寺地区まちづくり計画（構想案）及び将来道路網計画の検証結果を説明
平成 22 年 10 月 ～11 月	大慈寺地区の各町内会を対象に大慈寺地区まちづくり計画（素案）を説明
平成 23 年 6 月	計画地区内の全戸へ計画（素案）の概要版を配布し，計画（素案）への意見を募集
9 月	計画（素案）への住民意見に対する市の考え方について，町内会回覧によりお知らせ

4 今後の主な予定

日 程	審議会等	内 容
10 月	市景観審議会 ・大慈寺地区まちづくり計画（案）について	原案説明，意見聴取
	市議会 ・盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例案の提案（屋外広告物景観形成地区の指定等に関する規定の整備）	
11 月	市都市計画審議会 ・大慈寺地区地区計画及び大慈寺地区景観地区について ・都市計画道路盛岡駅南大橋線の変更について	原案説明，意見聴取
12 月～ 平成 24 年 3 月	都市計画手続き ・法定説明会，公聴会，縦覧	
3 月	市議会 ・盛岡市景観条例の一部を改正する条例案の提案（景観地区内の工作物の制限等に関する規定の整備）	
5 月	市都市計画審議会 ・大慈寺地区地区計画及び大慈寺地区景観地区について ・都市計画道路盛岡駅南大橋線の変更について	諮問，答申
7 月	岩手県都市計画審議会 ・都市計画道路盛岡駅南大橋線の変更について	諮問，答申
8 月	都市計画決定告示	

全員協議会資料
平成23年9月26日
都市整備部

大慈寺地区まちづくり計画（案）



— 盛岡市 —

目 次

I. まちづくり計画の策定の目的	2
II. 大慈寺地区を特徴づける地域資源	3
III. 大慈寺地区に関連する計画と事業	4
IV. まちづくりの目標と基本方針	5
1. まちづくりの目標	5
2. まちづくりの基本方針	5
3. まちづくり計画の区域区分	6
V. まちづくりの取り組み	7
1. まちづくりの手法等	7
2. 区域の整備・開発及び保全に関する方針	7
3. 建築物等の新築、外観の改修等に関するルール	8
4. 交通環境づくり	15
5. まちなみを活かした事業の推進	17
6. 歴史・文化の伝承	17
VI. 盛岡町家の改修などへの支援	18
VII. まちづくりの工程	18
VIII. 計画の取り組み状況の説明	18
IX. 公共施設整備のイメージ	19
X. 各ゾーンのイメージ図	22

I. まちづくり計画の策定の目的

大慈寺地区（鉦屋町，大慈寺町，神子田町，南大通二・三丁目）は，江戸時代から北上川舟運の基点として，また，奥州街道と遠野街道，宮古街道が集まる交通の要衝として，盛岡の玄関である惣門を構え，大店が軒を連ね繁栄していた地区です。

その後の盛岡駅開業による鉄道交通の発展や盛岡駅周辺地区及び菜園地区などにおける市街地形成，モータリゼーションの進展による自動車交通社会の形成などにより，次第に商業地から住宅地へと変貌してきたところですが，大慈寺や円光寺などの寺院群，青龍水や大慈清水，浜藤の酒蔵など多くの歴史的資源を有するとともに，盛岡の暮らし文化が生み出した盛岡町家※1 が数多く残っており，市民主体の保存活用活動が行われている地区です。

市ではこの地区について，総合計画や都市計画マスタープラン，景観計画等において，大慈寺地区の歴史景観の重要性を位置付けており，歴史的まちなみの保存と活用のための盛岡町家の改修，旧岩手川跡地の整備や市民団体が取り組んでいる様々な活動の支援などを行っています。

一方，時代の変遷によって，歴史的建造物の喪失や家屋の建替えによるまちなみの変化が生じていることや，地元においては，これらを大切にし，まちづくりに活かしていこうという動きが見られることから，大慈寺地区におけるまちづくり計画を策定し，歴史と文化及び景観を大切にすまちづくりを進めていくことにより，地域の活性化を図るとともに，本市の魅力向上を図っていこうとするものです。

※1 盛岡町家とは，江戸期以降に城下町に建築された伝統的住居であり，現在では明治期以降に伝統を継承し建て替えられたものが旧街道筋を中心に多数存在しています。外観的な特徴としては屋根の形状が平入り切妻形の下屋付き二段屋根で瓦又は薄鉄板が使われています。また，外壁は豎羽目板張りや下見板張り又は漆喰塗りが使われ，開口部には木格子を設けています。色彩も素材感を活かした黒やこげ茶色となっていて，落ちついたまちなみ景観を形成しています。

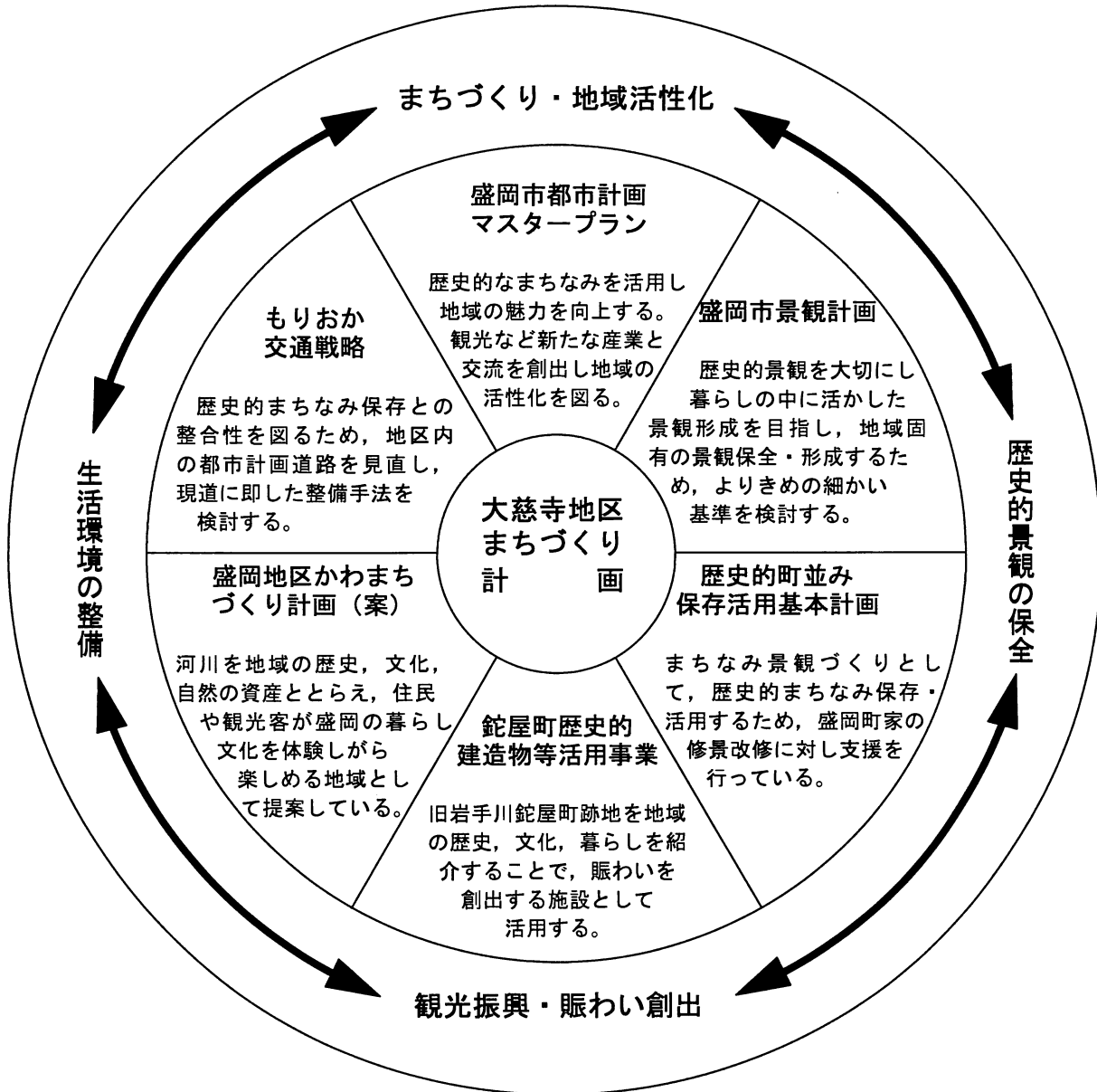
II. 大慈寺地区を特徴づける地域資源

大慈寺地区には、寺院群や盛岡町家など盛岡を代表する歴史的な建造物や、地域の自然風土が育んだ木々や清水などの地域資源が色濃く存在しているなど、城下町としての盛岡にとっても貴重な地域となっています。



Ⅲ. 大慈寺地区に関連する計画と事業

現在策定されている，大慈寺地区に関連する計画や事業の概要と計画に位置付けつけられている当地区の今後のあり方は，次のとおりとなっています。



IV. まちづくりの目標と基本方針

大慈寺地区の特徴，関連する計画での位置付けに基づき，まちづくりの目標と基本方針を次のとおりとします。

1. まちづくりの目標

旧街道筋に残る盛岡町家や酒蔵などに代表される歴史的な建造物と，城下町の風情を今に残すまちなみの景観を市民共有の財産として保存と形成を行い，これらのまちなみと調和したまちづくりを行うことにより，盛岡ならではの魅力を感じられる地区とするとともに，交流の創出などで地域の活性化を図ることを目標とします。

2. まちづくりの基本方針

(1) 歴史的なまちなみの保全

城下町の風情を感じるまちなみや景観を立体的に整備するため，盛岡町家や酒蔵などの建築物の保存誘導にあわせ，旧街道の幅や線形を活かすとともに，景観と調和した整備を行い，歴史的な空間の保存と形成を図ります。

(2) 歴史を活かした観光振興

盛岡町家や酒蔵など歴史的建造物の保存と誘導により形成された地域の魅力を十分に感じるためにも，まちなみを歩いて，また歴史的な建造物や地域の文化などにも直に触れ合い楽しめるよう，観光客が歩いて楽しめる，歩行者に配慮した道路整備を行うなど，まちづくりの制度手法を相互に連携させ，地域の魅力を高めることによる交流人口の増加を図ります。

(3) 暮らしを支える交通環境の形成

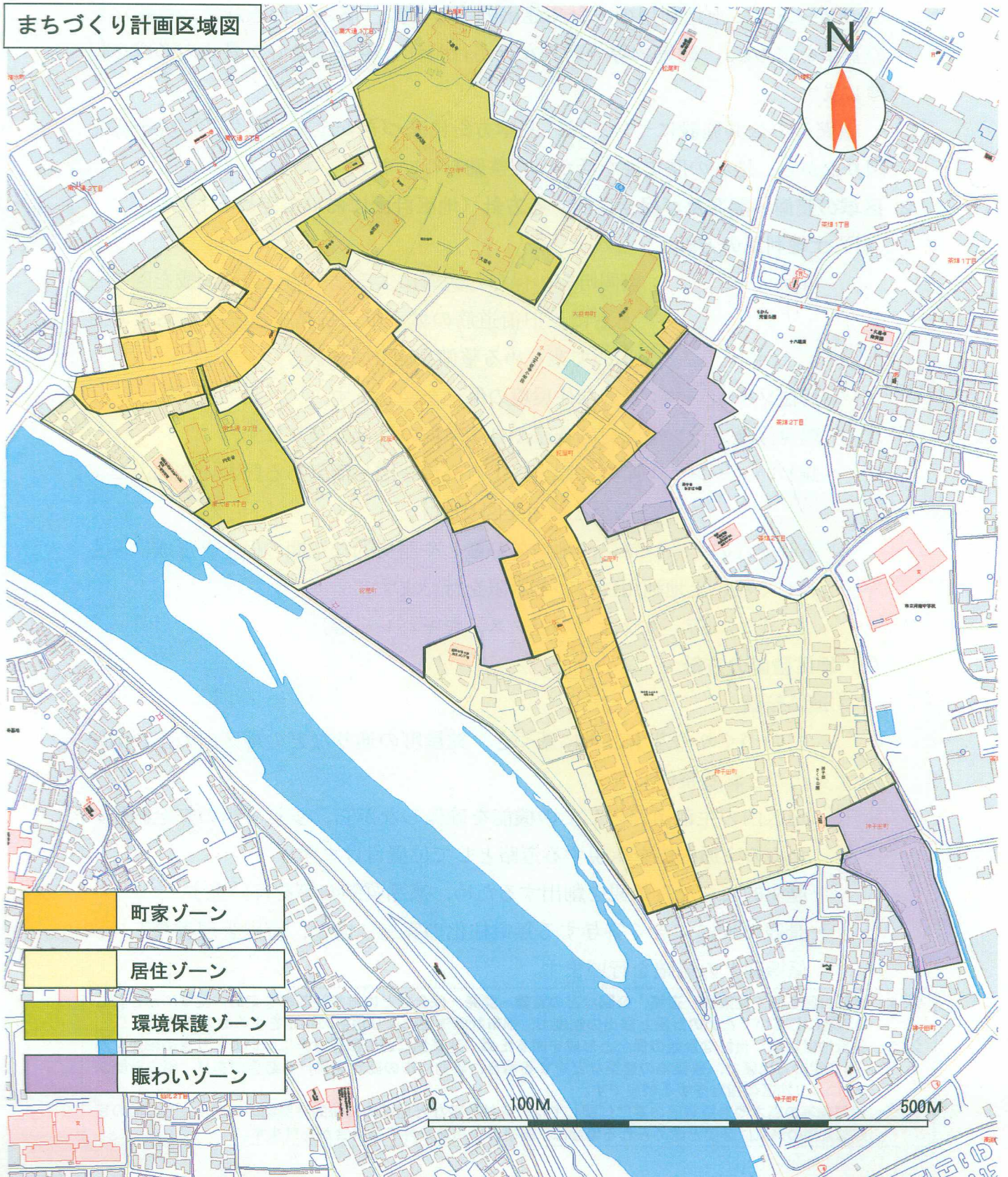
地域の人々の暮らしぶりも，盛岡の伝統や文化を伝える重要な資源の一つです。そのためには地区の生活を支える交通の確保も必要となることから，景観やまちなみ，街道の整備など，歴史的な空間の保存と形成に合わせ，安全・安心な環境整備を図ります。

(4) 市民協働によるまちづくり

城下町の風情を感じるまちなみや景観を立体的に整備するためには，建物所有者ばかりでなく，地域住民の方々の合意が必要です。そのことから，まちづくりの目的や方針を始め，整備方針や建物に関するルールづくりなどについて，市民の方々との連携により進めていきます。

3. まちづくり計画の区域区分

地区内を，盛岡町家などの分布や土地利用，保存建造物や環境保護地区などへの指定状況により，4つの「ゾーン」に区分して，良好なまちなみの保全と形成を図ります。



V. まちづくりの取り組み

1. まちづくりの手法等

都市計画法の地区計画※1 及び景観法に基づく景観地区※2の指定により、「町家ゾーン」、「居住ゾーン」、「環境保護ゾーン」、「賑わいゾーン」、の4つのゾーン毎に土地利用の方針や建築物等の位置、高さ、形態意匠、色彩などの基準を定め※3、建築物等の新築などが行われる場合に良好な景観の形成を促進します。

道路等の公共施設については、基本方針に基づき安全安心な生活環境整備を図りながら、地域の歴史性を活かした整備を行います。

2. 区域の整備・開発及び保全に関する方針（地区計画において定めるもの）

(1) 土地利用の方針

町家ゾーン：盛岡町家の保存と誘導による歴史的景観の形成を図るとともに、旧街道筋の城下町の風情を感じ、まちなみを歩いて楽しめる整備を図ります。

居住ゾーン：良好な住環境の保全を図ります。

環境保護ゾーン：歴史的資産や自然環境の保全を図ります。

賑わいゾーン：産業や観光による交流を図り活気ある賑わい空間として、保全と活用を図ります。

それぞれのゾーン毎に、地域の暮らしや歴史的な空間の保全と形成にふさわしくない土地利用について制限を行います。

（パチンコ店、カラオケボックス、キャバレー等）

(2) 地区整備の方針

①道路整備

まちづくりの基本方針に基づき、鉦屋町の通りなどの地区内の主な道路を次のとおり整備します。

- ・地区内の生活道路としての機能を確保しながら、歩行者等の安全確保のための交通機能を重視する道路として位置付けます。
- ・歴史的まちなみ景観を創出するため、高品質舗装等を行います。
- ・景観形成に大きく寄与する無電柱化の実施に向け、電線管理者などの関係機関との協議を行います。

※1 地区計画とは、建築物、道路、公園などの整備・開発・保全などに方針や基準を定め、地域にふさわしい環境にしていくための計画と届出の制度で、都市計画決定により地区の指定をするものです。

※2 景観地区とは、良好な景観の保全と形成を図るため、建築物などの形態意匠についてよりきめ細かな基準を定める地区で、建築物の建築などをする場合に事前に市の認定を受ける必要があり、都市計画決定により地区の指定をする制度です。

※3 建築物等の高さや形態意匠の基準に関しては、寺社や蔵など地域の伝統的建築物の再現や、その他の良好な景観の形成に必要と認められる場合は、基準の適用を除外する場合があります。

②歴史的施設

- ・現地に残る旧水路の石積みなど、地区の景観形成に寄与する歴史的施設については現状を調査し、活用などについて検討を行いません。

③広場の整備

- ・既存の清水（広場）は、地域住民の日常的な憩いの場であるとともに、観光客などとの交流の場として位置付け、施設の保全を図るとともに景観と調和した整備を行い活用を図ります。

3. 建築物等の新築、外観の改修等に関するルール

(1) 建築物の景観形成基準（景観地区において定めるもの）

- ※ 下記以外の事項については、平成21年度制定の「盛岡市景観計画」に準拠して基準を定めます。

① 町家ゾーン

1) 基本方針

盛岡町家が集積している地域であり、歴史的な建造物などを保存活用するとともに、ゾーンの特性を活かした建築景観の連担により、旧街道筋の歴史的なまちなみ景観を形成します。

2) 景観形成のための認定基準

建築物については、まちなみの連続性に係る壁面の位置、高さの最高限度、屋根及び外壁の形態意匠や色彩についての景観形成基準を定めます。

【共通事項】

- ・盛岡町家や酒蔵など、既存の歴史的建造物とのまちなみの調和を図るため、建築物などの最高の高さについては12m以下とすること。

【盛岡町家】

- ・盛岡町家の配置については、まちなみの連担性を維持するため、1階及び2階の壁面の位置を周囲のまちなみと統一すること。
- ・盛岡町家については道路に面する屋根の形状は、和風の平入り二段屋根とすること。
- ・盛岡町家における屋根及び外壁の色彩は、彩度の低い茶色、黒、生漆などの落ち着いた色彩とすること。
- ・盛岡町家で使用する素材は、盛岡町家の伝統を踏まえ屋根の素材はカラー鉄板や瓦葺きなどとし、外壁の素材は木質、木質調サイディング、による縦羽目板張りや下見板張り、若しくは漆喰塗、土壁塗りなどとすること。

【盛岡町家以外】

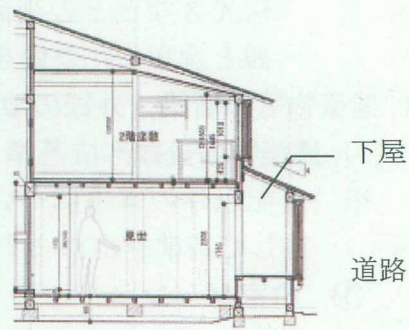
- ・盛岡町家以外の建築物についても、勾配屋根や、格子を取り入れるなど和風を基調すること。また、色彩は低彩度とするなど盛岡町家との調和に配慮すること。

町家ゾーンにおける建築等物の基準（例示）

屋根の形態：和風の平入り二段屋根



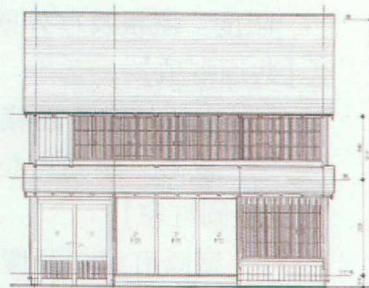
盛岡町家の屋根の外観は、下屋付きで道路と平行に屋根の棟を持つ平入り（ひらいり）が特徴です。



窓の意匠：格子



格子を道路に面した窓に設けることにより、景観に落ち着きを与えるとともに、外からの視線を遮り風通しを良くすることができます。



外壁等の素材：自然素材の利用



外壁などには、伝統的素材を使うことにより、風合いが増します。木材を使用する場合は保護と化粧を兼ねて塗装を行うこと。この場合、色は彩度の低い茶、墨、生漆などの落ち着いた色を選択すること。

壁面や塀などの位置：まちなみの連続性の確保



まちなみの連続性を確保するため、壁面や塀の位置、高さなどを揃えるよう計画すること。

盛岡町家以外の建物：和風を基調とした意匠



まちなみの調和に配慮し、勾配屋根や格子を用いるなど、和風を基調とした意匠とし、建物の高さを低層におさえ、自然素材の利用や植栽などを行うこと。

建築設備への配慮：遮蔽修景



冷房の室外機など、屋外に設置する建築設備を格子や植栽で囲うなど露出させないようにすること。

②居住ゾーン

1) 基本方針

居住ゾーンは、町家ゾーン周辺に位置し、盛岡町家の連担や寺院群などに囲まれた地区であり、町家ゾーンと一体的に、暮らしが息づく歴史的な景観を形成します。

2) 景観形成のための認定基準

建築物については、高さの最高限度、屋根及び外壁の形態意匠や色彩についての景観形成基準を定めます。

- ・ 地区に隣接する歴史的建造物とのまちなみの調和を図るため、建築物等の最高の高さについては12m以下とすること。
- ・ 壁面の位置については前面道路からゆとりをもって配置すること。
- ・ 屋根の形状は寄棟、入母屋、切妻などの勾配屋根とすること。
- ・ 屋根や外壁の色彩は、彩度の低い落ち着いた色調とすること。

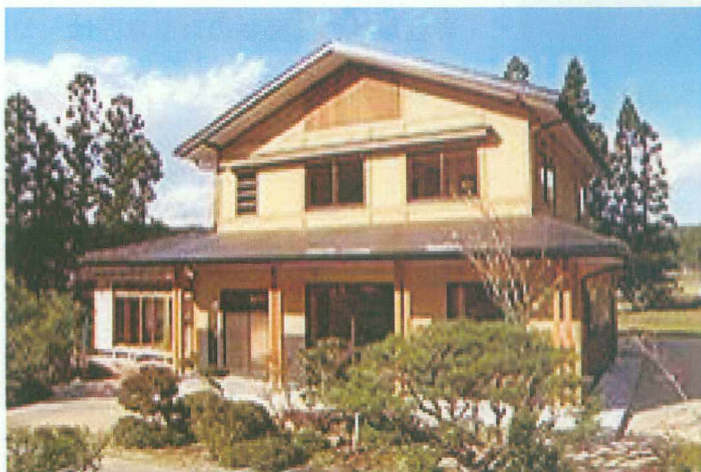
居住ゾーンにおける建築等物の基準（例示）

和風の形態意匠を基調とした事例 1



瓦葺きの勾配屋根，木質調のサイディングの外壁などにより和風の形態意匠を取り入れた例

和風の形態意匠を基調とした事例 2



妻壁部分の立格子，外壁の付柱，下屋の設置などにより和風の形態意匠を取り入れた例

和風の形態意匠を基調とした事例 3



窓上の庇，玄関際の立格子，前面道路側への植栽などにより和風の形態意匠を取り入れた例

③環境保護ゾーン

環境保護ゾーンは、寺院群を中心として歴史的な風格を備えています。歴史的な資産や自然環境を大切にするゾーンとして、景観や自然環境を保全します。

景観形成のための認定基準



- ・建築物の高さは 12mを超えないこと、ただし、寺院や蔵など伝統的な形態意匠のため必要な建築物は除く。
- ・寺社の形態意匠については、伝統的寺社建築の様式を踏襲すること。
- ・屋根や外壁の色彩は、彩度の低い落ち着いた色調とすること。
- ・寺社以外の建築物の形態意匠は、勾配屋根など和風を基調とすること。

④賑わいゾーン

賑わいゾーンは、歴史的な景観との調和を図りつつ、地場産業である酒造や生活用品の販売などを通じ、地域の暮らしと産業、さらに観光による交流を図る、活気のあるゾーンとします。

景観形成のための認定基準



- ・建築物の高さは 15mを超えないこと。
- ・屋根及び外壁は周囲の景観との調和に配慮し、町家や蔵などの地域の歴史的建造物の形態意匠を積極的に取り入れ、賑わい空間の創出に活用すること。
- ・屋根や外壁の色彩は、彩度の低い落ち着いた色調とすること。

(2) 塀、柵の景観形成の基準（地区計画の地区整備計画において定めるもの）

- ・町家ゾーンでは、建築物の壁面の位置を前面道路に面して建築することを原則としますが、建築物の壁面を前面道路から後退させて配置する場合は、門扉、垣及び樹木などを前面道路に面して設置することにより、まちなみの連続を維持すること。
- ・塀、垣又は柵を設ける場合は、次に掲げるもの又はこれらを併設するものとする。
 - ①生垣、石積み、石垣、竹垣、板柵、土塀又はコンクリート塀（町家ゾーンについては除く。）で和風を基調としたもの。
 - ②地盤面から高さが0.6m以下のコンクリート製の塀又は基礎
 - ③全体の高さが1.8m以下の透視可能な金属製の柵（町家ゾーンについては、格子等の和風を基調としたものとする。）

(3) 工作物の景観形成の基準（条例において定めるもの）

※ 下記以外の事項については、平成21年度制定の「盛岡市景観計画」に準拠して基準を定めます。

一定規模の煙突や電波塔などの工作物に対しては、盛岡市景観条例を改正することにより、良好な景観の形成のための基準を定めます。

（基準）

- ・最高の高さは、15mを超えないこと。
- ・基調となる色は、彩度の低い色彩とすること。

(4) 屋外広告物の景観形成の基準（条例において定めるもの）

景観に配慮した屋外広告物の設置を進めるため、屋外広告物条例を改正し屋外広告物景観形成地区を設けることにより、屋外広告物の良好な景観の形成のための基準を定めます。

（基準の方向性）

- ・屋外広告物の種別毎に、最高の高さ、最大の面積を定めます。
- ・色彩の彩度を定めるとともに、蛍光色、高輝度の電飾、大容量光源（サーチライト）、電光表示などの使用を禁止します。
- ・自己用の屋外広告物は、掲出又は設置できない種別を定めます。
- ・案内用屋外広告物は、数の制限を設けます。

屋外広告物への配慮：種類、デザイン、色彩の例



まちなみにあわせた落ち着いたデザイン、色彩となっています。

4. 交通環境づくり

(1) 方針

① 歴史的まちなみ保全のための、都市計画道路の見直し

地区内の道路沿いに立地する歴史的建造物を保存し、歴史的まちなみを形成するため、交通環境整備にあたっては、都市計画道路盛岡駅南大橋線の南大通りから神子田町の区間については道路の拡幅を行わないこと、また、都市計画道路明治橋山岸線については、明治橋から国道 106 号までの区間について廃止することを前提とします。

② 歩いて楽しむための交通環境

道路幅員が 6 m から 6.8 m と狭く見通しが悪いことや、沿道の建物が道路に隣接して立地していることから、地区の内外に係る交通をすべて通すと、交通の安全確保に問題が生じます。また、盛岡町家を主体にした地域資源の面的保全による観光振興のためには、歩いて回遊し、楽しめるような交通環境を整える必要があります。このようなことから、地区における交通は、歩行者を優先とし、自動車交通を抑制する考え方とします。

③ 歴史性に配慮した道路整備

歴史的まちなみ形成を考慮した道路づくりを行うこととします。

(2) 自動車交通の抑制と歩行者優先の交通

① 交通量などのコントロール

交通環境に対する基本的な方向性については、生活機能確保の観点から地区内で発生する交通は確保しつつ、地区外の交通はできるだけ抑制するものとし、交通規制による抑制と車の速度を物理的・視覚的に抑制する歩車共存道路などの整備手法を組み合わせるものとし、歩行者を優先とし、自動車交通を抑制する考え方とします。

② 賑わいゾーンへのアクセス

賑わいゾーンへのアクセスには、地区の外縁部の道路からとし、周辺部での駐車場の確保については、まちづくりの進展と観光客などの交流人口の推移をふまえ取り組むこととします。

(3) まちなみと調和した道路整備

① 歩行者の安全確保

鉾屋町の通りなどの地区の主な道路は、まちづくりの基本方針に基づき、地区内の生活道路としての機能を確保しながら、歩行者等に対する利便性の向上や安全性の確保などの交通機能を重視する道路として位置付けます。

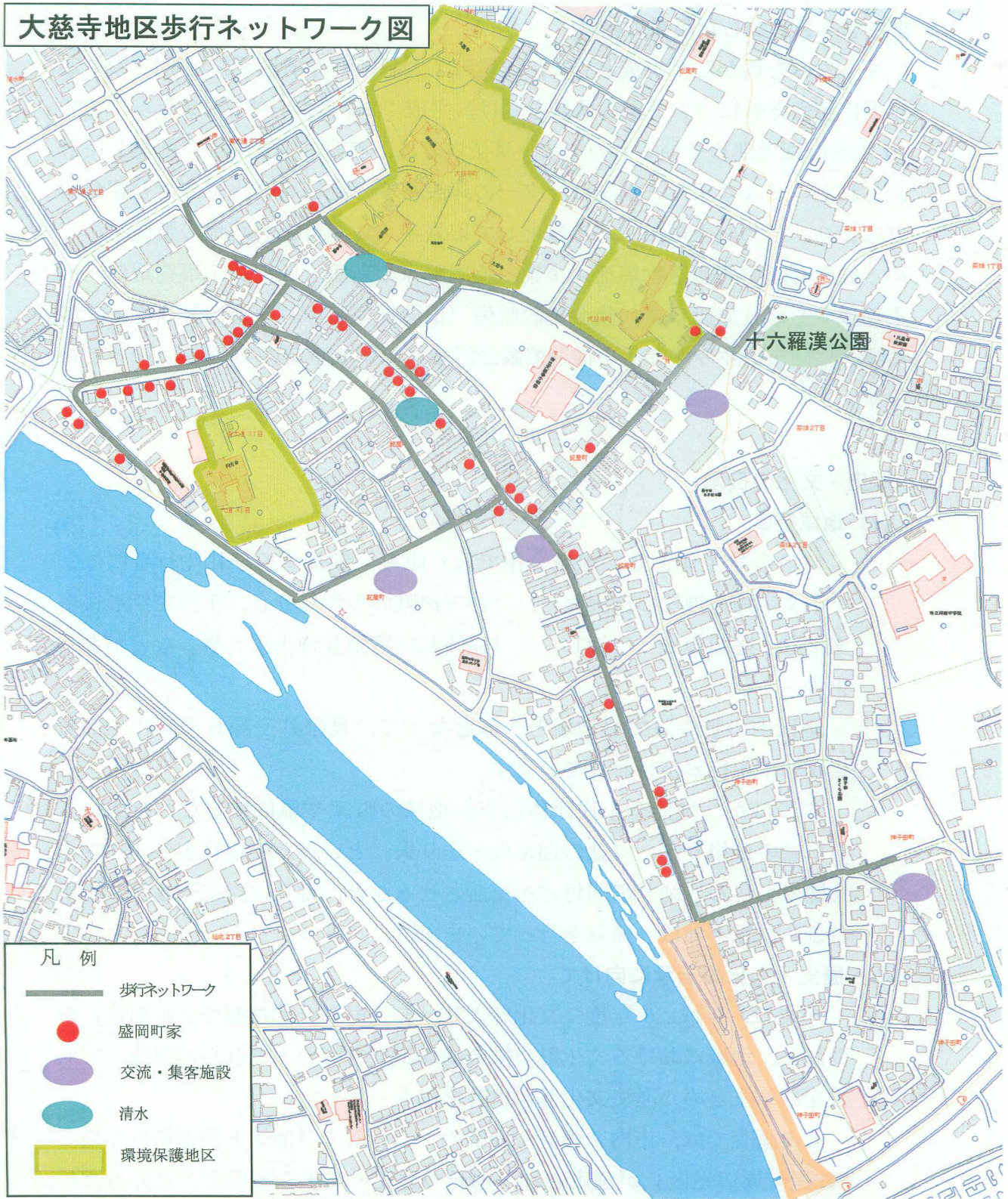
② 歴史的まちなみ景観の創出

鉾屋町の通りなどについて、景観形成に大きく寄与する無電柱化の実施に向け、電線管理者などの関係機関との協議を行います。また、高品質舗装を行います。

(4) 公共交通の路線について

バス交通の確保については、観光施策などと連携した取り組みについて、関連事業者と協議していきます。

大慈寺地区歩行ネットワーク図



5. まちなみを活かした事業の推進

まちなみを活かした事業として、鉦屋町・大慈寺町界限地区を対象に平成 20 年度に整備方針について国の承認を受け、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 箇年計画で進めているものです。事業内容は、町家の形態意匠に配慮して計画されたコミュニティー消防センターの建設事業、地域の文化や芸術を紹介などにより、賑わいを創出する施設として旧岩手川鉦屋町工場跡地の整備をすすめる鉦屋町歴史的建造物等活用事業、盛岡町家の新築・改築の工事費用の一部を助成する修景施設事業、集会施設整備（旧藤原家町家）事業、案内看板設置事業、盛岡市街並み保存活用推進協議会活動への助成事業の 6 事業となっています。

6. 歴史・文化の伝承

(1) 地域行事

町内会を主体とし、地域全体で取り組み、参加する祭礼や行事には、「十文字稲荷神社の例大祭」、「神子田町の万灯祭り」、市指定無形民俗文化財「盛岡の舟っこ流し」、「盛岡八幡宮祭りの山車行事」などがあります。

地区内の各寺院でも地域と一体となって、夏祭りや縁日の祭礼や節分会など年中行事が行われています。

このほか、地元や市民団体などが地域の町家や風俗慣習などを活かし、「旧暦の雛祭り」、「盆の迎え火・送り火」といった年中行事のイベントを開催、さんさ踊りの門付けを復活させるなど、地元の歴史や暮らしを再評価した様々な取り組みを行っています。

(2) 歴史・文化の伝承に向けて

市では、平成 20 年度に文化庁より「文化財総合的把握モデル事業」を受託し、地域における文化財の総合的な調査を行い、これらの課題と方向性を取りまとめた歴史文化基本構想を策定しました。

この調査では、市内 7 モデル地区の一つとして「商家と街道筋のくらしー鉦屋町周辺地区」が選定され、地元の歴史・文化の記録をとどめるため、史料調査や地区の年中行事、清水の利用、生業についての住民聞き取り調査が行われ、地域の有形・無形の文化財を記録しリスト化しました。

また、これら調査をふまえ、今後の歴史と文化を活かしたまちづくりを進めていくこととしています。

(3) 観光情報などの発信

市民団体では、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、「大慈清水御休み処」に観光案内所を設置しているほか、「旧八百倉家」で町家改修相談及び滞在観光プランの開発を行っています。

VI. 盛岡町家の改修などへの支援

市では、盛岡町家の新築・改修工事に対し、工事費用の一部について補助金を交付する支援策を平成 29 年度まで行うこととしておりますが、これら支援策の継続が今後の課題です。

VII. まちづくりの工程

まちづくりの取り組み	短期（3年以内）	中期（4～9年程度）	長期（10年～）
	平成 22 年度～平成 24 年度	平成 25 年度～平成 30 年度	平成 30 年度以降
景観地区の指定	←→		
地区計画の指定	←→		
都市計画道路見直し	←→		
街並み環境整備事業	←→	←→	
道路整備		←→	←→
無電柱化		←→	←→
清水・水路の整備			←→
歴史・文化の伝承	←→	←→	←→

VIII. 計画の取り組み状況の説明

まちづくりの取り組みは長期に及ぶことから、それぞれの取り組みの状況について、毎年取りまとめた上で町内会に報告します。

Ⅸ. 公共施設整備のイメージ

現 況



無電柱化（イメージ）



現況



高品質舗装（ブロック）＋無電柱化（イメージ）



現況

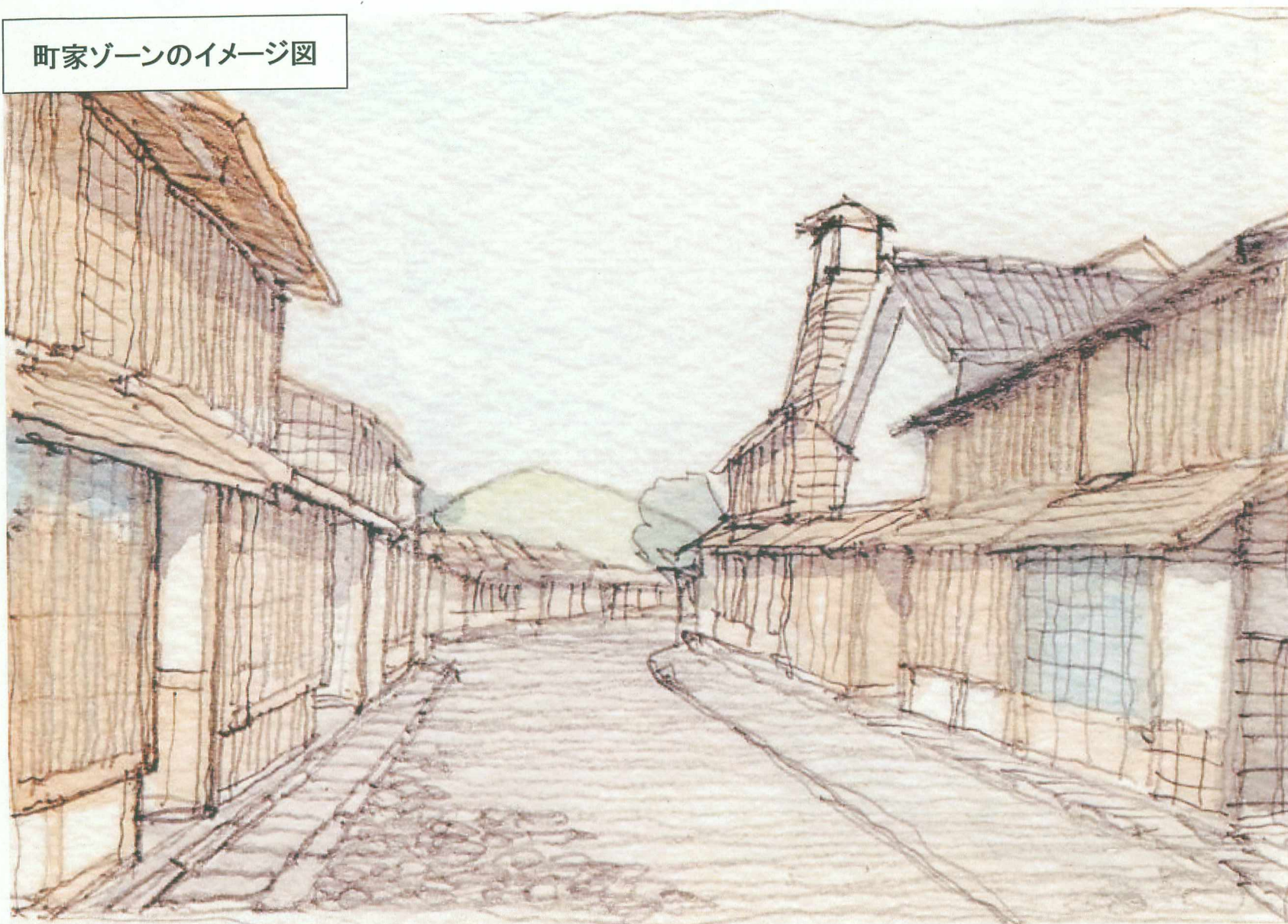


高品質舗装（石張り）＋無電柱化（イメージ）

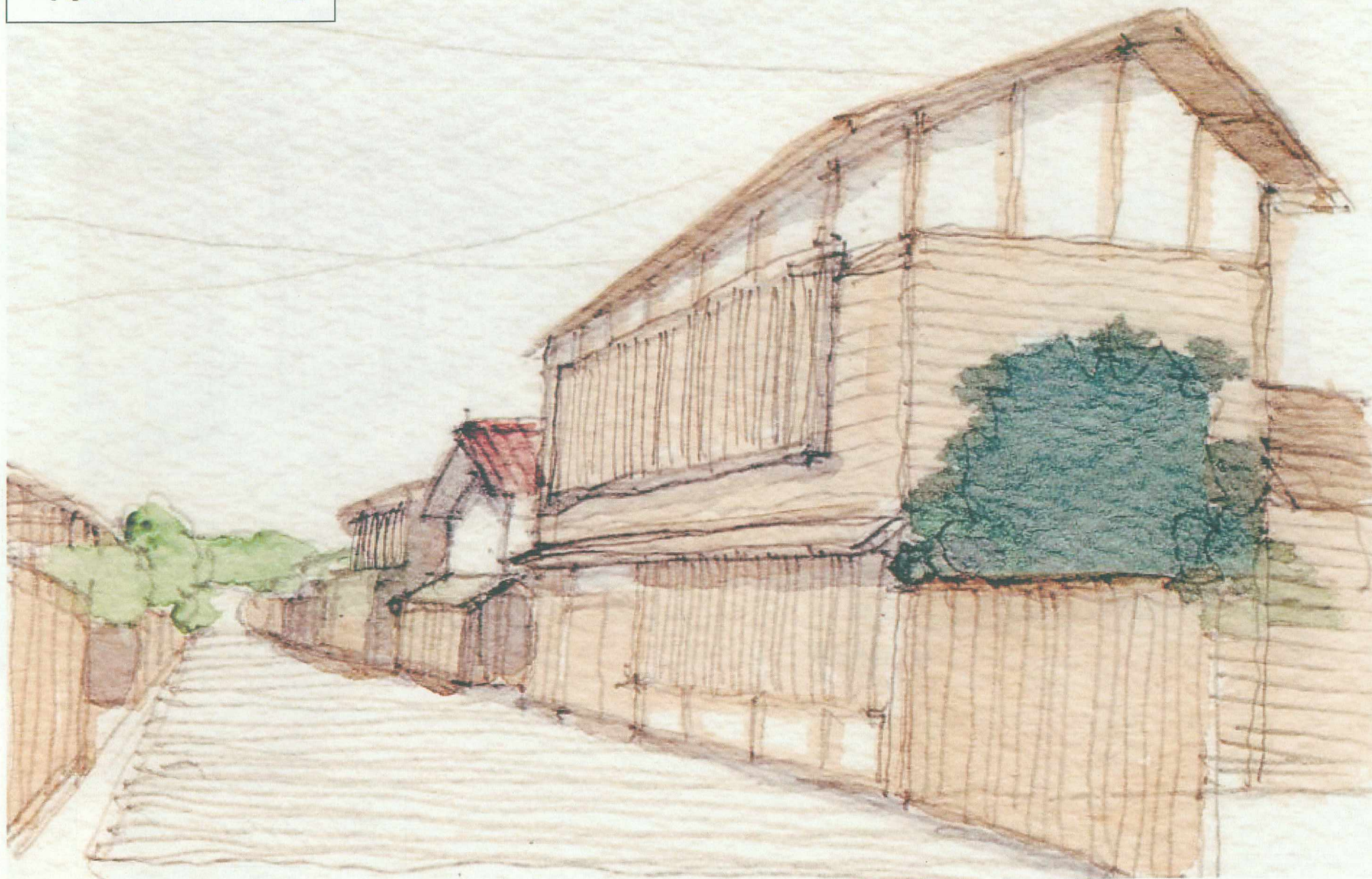


X. 各ゾーンのイメージ図

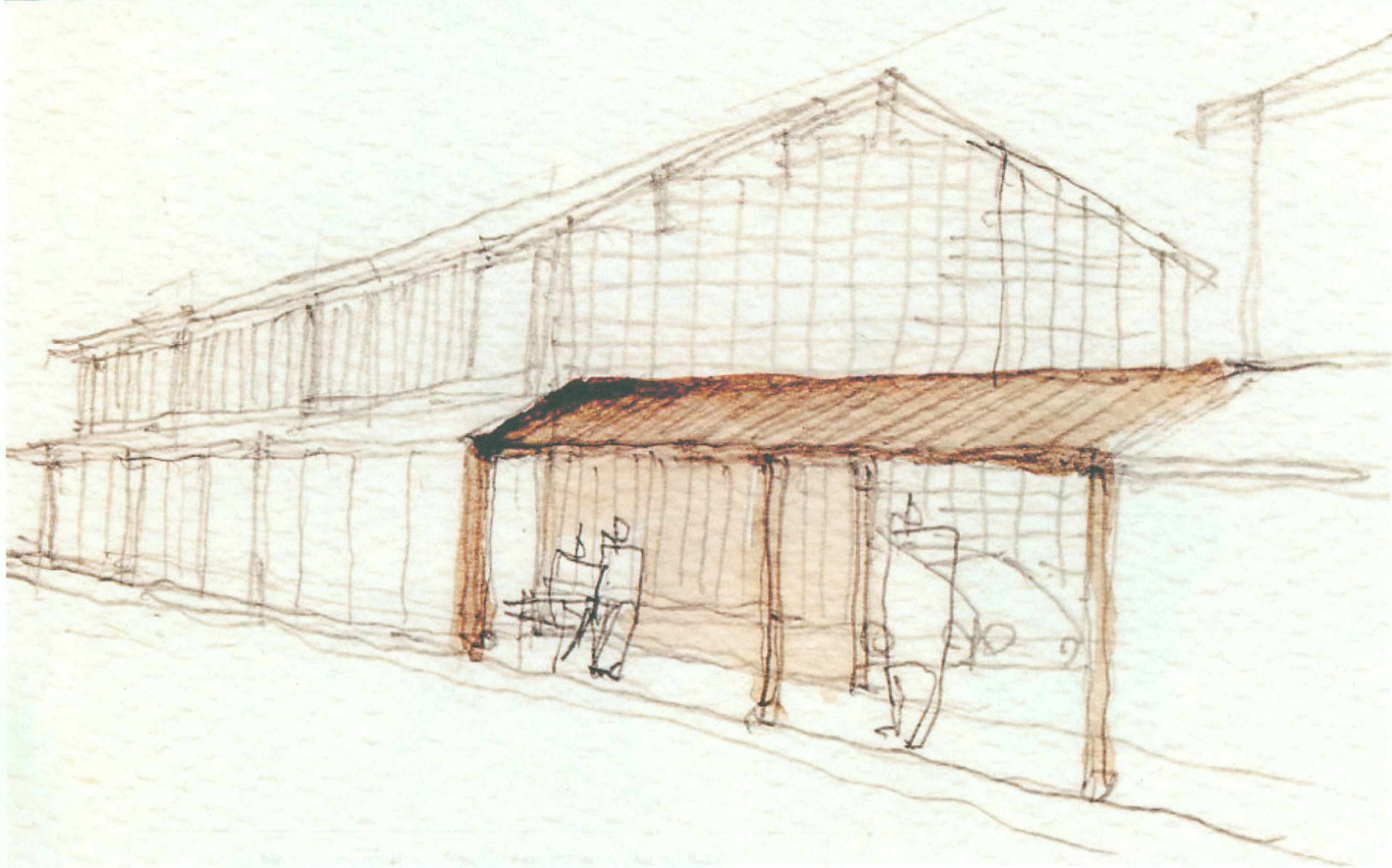
町家ゾーンのイメージ図



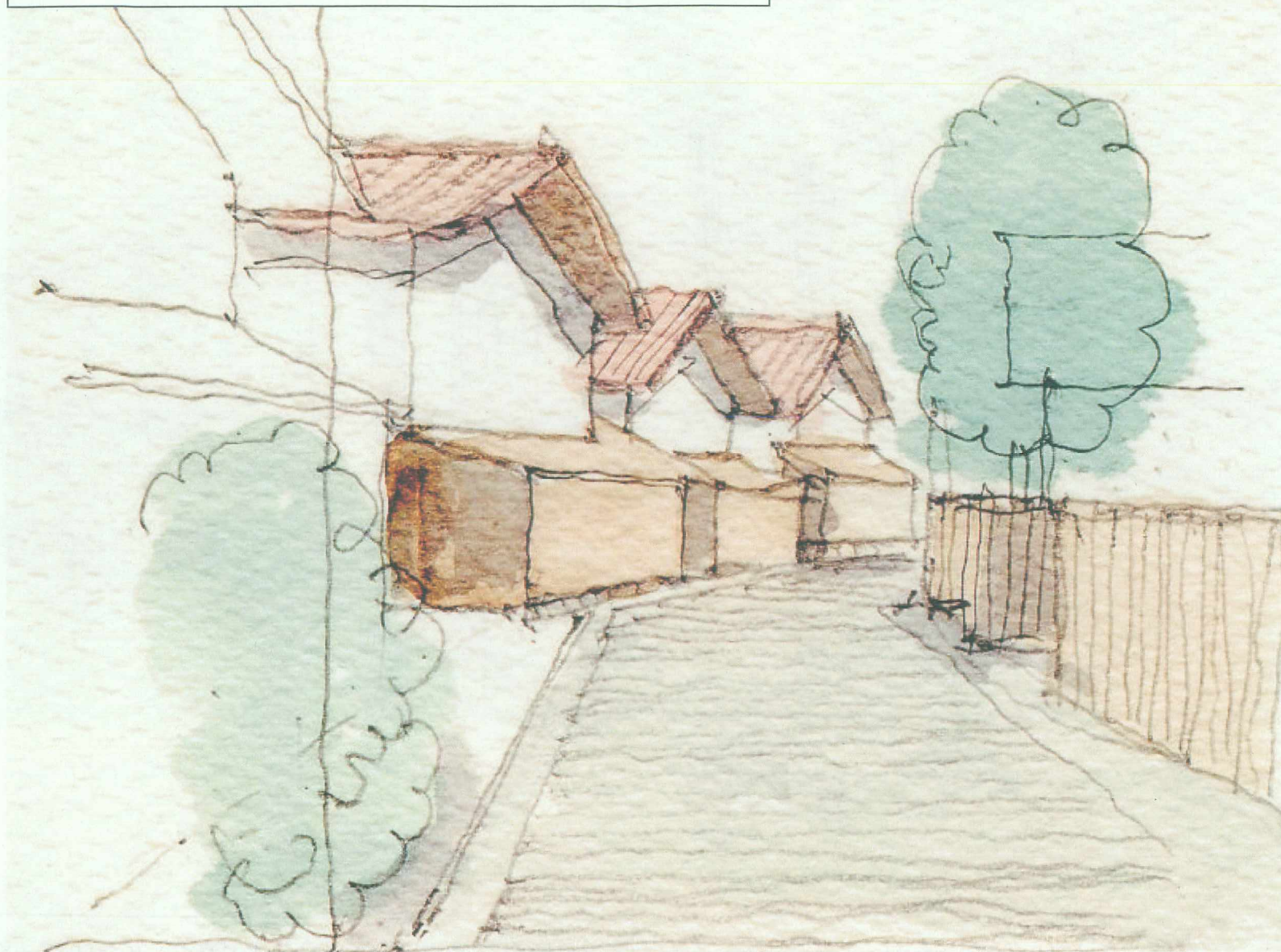
町家ゾーンのイメージ図



町家ゾーンのイメージ図(まちなみの連担性の確保)



町家ゾーンのイメージ図(街道筋の背面側)



居住ゾーンのイメージ図



環境保護ゾーンのイメージ図

